

有害物質を使用される事業者の皆様へ

有害物質を使用する工場・事業場における
水質関係の届出及び
規制等について

【 2024年 11月 】

大津市環境部環境政策課

水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、汚水等を排出する施設を定め、それら施設を工場・事業場に設置する場合などに、事業者へ届出を義務づけています。

また、これら施設を設置する工場・事業場には、汚水等の排出に関し排水基準が適用されます。

特に、有害物質を取り扱う工場・事業場については、地下水汚染の未然防止の観点から、特定施設の構造基準や点検などについて厳しく定められています。

この冊子では、これらの概要について記述しています。なお、詳細については担当課まで直接お尋ね下さい。



旅館や飲食店、クリーニング店（ドライクリーニングで石油系溶剤のみを使用する店）など、有害物質を使用しない事業場等については

「《飲食店など有害物質を使用しない事業場向け》水質関係の届出及び規制について」
を作成しておりますので、そちらをご参照ください。

目 次

1	届出が必要となる要件及び提出書類について	1
	（１）届出が必要となる要件について	1
	（２）届出の判定 フロー図	2
	（３）法・条例に基づく届出について	3
	（４）届出書の記載事項について	3
2	汚水等を発生する施設として、法・条例で定める施設について	5
3	排水基準について	12
4	土壌汚染対策法等との関連	16
5	排出水に係る測定義務について	17
6	施設の構造基準及び定期点検について	18
7	事故時の措置について	20
8	資料	21
	・参考となるＨＰ	
	・届出様式 記載例	

この冊子では、各法令の名称を次のとおり表示します

水質汚濁防止法	水濁法
滋賀県公害防止条例	県条例
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例	NP条例
大津市生活環境の保全と増進に関する条例	市条例

（参考）用語について

本冊子中で使用されている用語は次のとおりです。

a. 汚水等

特定施設等から排出される汚水又は廃液

b. 法や条例で定める施設（特定施設等）

それぞれ次のとおりです。具体的な施設についてはP.5～11に示します。

- ・特定施設（水濁法、県条例）
- ・指定施設（NP条例）
- ・汚水発生施設（市条例）

c. 公共用水域

河川、湖沼などの他、公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路
その他公共の用に供される水路（公共又は流域下水道を除く）

d. 排出水

特定施設等を設置する工場事業場から排出される水

1 届出が必要となる要件及び提出書類について

(1) 届出が必要となる施設等について

届出の対象となる施設は以下の2つです。

- ① **有害物質使用特定施設** (又は**有害物質使用汚水発生施設**) : 有害物質を製造、使用、処理する特定施設
- ② **有害物質貯蔵指定施設** : 有害物質を貯蔵するタンク等の施設



① 有害物質使用特定施設

有害物質使用特定施設とは、特定施設 (P5～11) のうち、有害物質 (下表参照) を製造、使用又は処理するものをいいます。

「製造」: 当該施設において、有害物質を製品として製造すること

「使用」: 当該施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること

「処理」: 当該施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること

② 有害物質貯蔵指定施設

有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵するものであって、当該施設から有害物質を含む水が液体で漏れいし、地下に浸透するおそれがある施設をいいます。

また、有害物質を含む水であればその有害物質の濃度や量によらず、有害物質貯蔵指定施設に該当するものは届出が必要です。

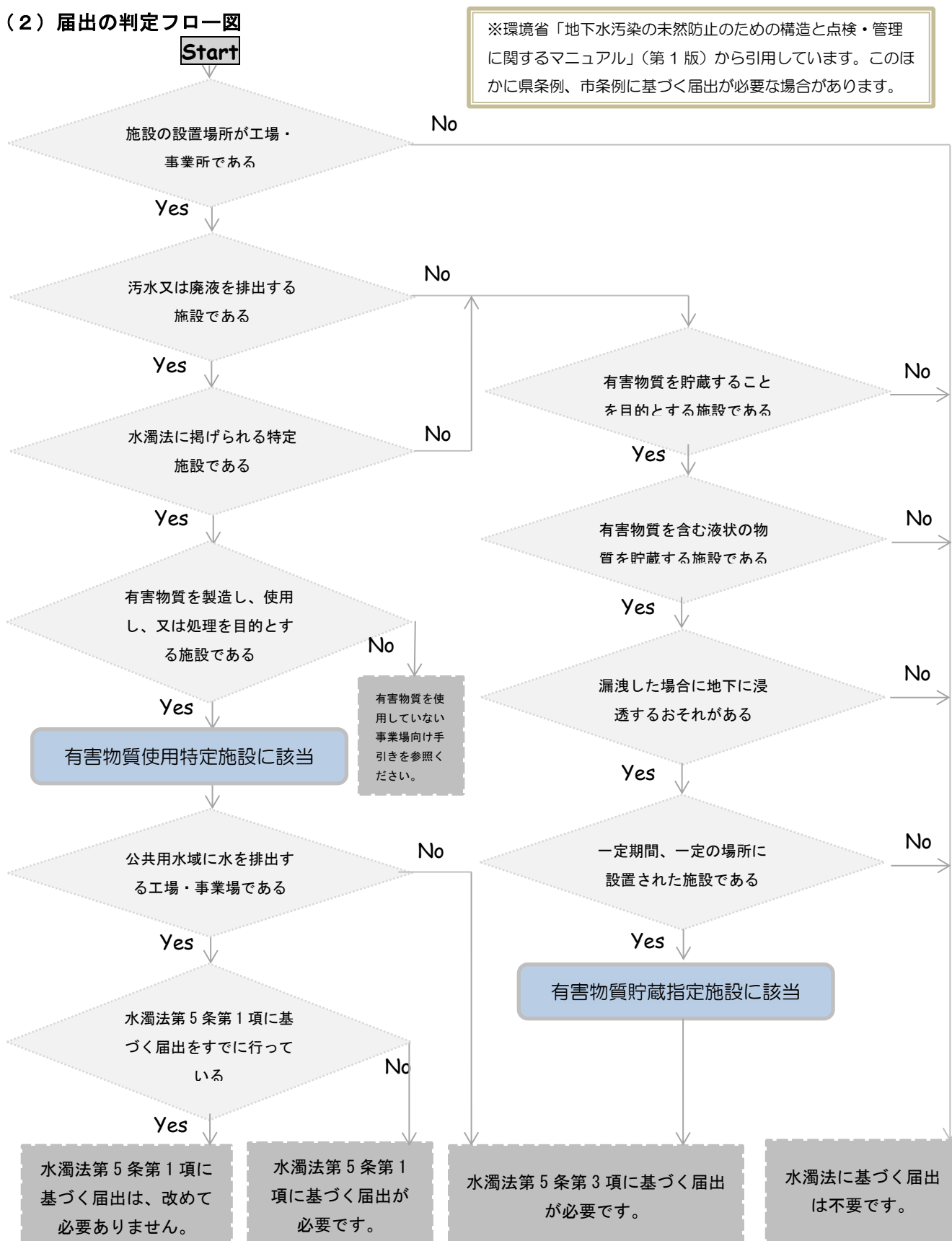
届出が必要な事業場等は対象となる施設を設置する全ての事業場です。

※公共下水道へ排水を行っている事業場であっても地下浸透する危険性は同等であるため、水濁法等に基づく届出が必要です。

対象となる有害物質は、水濁法施行令第2条に定められている物質であり、下表のとおりです。

対象となる有害物質 (水濁法施行令第2条)		
(1) カドミウム及びその化合物	(10) テトラクロロエチレン	(20) シマジン
(2) シアン化合物	(11) ジクロロメタン	(21) チオベンカルブ
(3) 有機燐化合物	(12) 四塩化炭素	(22) ベンゼン
(4) 鉛及びその化合物	(13) 1、2-ジクロロエタン	(23) セレン及びその化合物
(5) 六価クロム化合物	(14) 1、1-ジクロロエチレン	(24) ほう素及びその化合物
(6) 砒素及びその化合物	(15) 1、2-ジクロロエチレン	(25) ふつ素及びその化合物
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(16) 1、1、1-トリクロロエタン	(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(8) ポリ塩化ビフェニル	(17) 1、1、2-トリクロロエタン	(27) 塩化ビニルモノマー
(9) トリクロロエチレン	(18) 1、3-ジクロロプロペン	(28) 1、4-ジオキサン
	(19) チウラム	

(2) 届出の判定フロー図



※「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水（液体）が含まれ、例えば、有害物質を含む溶液、廃液等が該当します。ただし、漏洩した時点で気化するような有害物質は対象となりません。

※「公共用水域へ水を排出する」とは、工場などからの排水を処理後に河川等に放流する、又は下水道の分流区域で事業場からの雨水が側溝等から放流されることを示します。

下水道合流区域への雨水排水は下水道への放流とみなされますので、下水道合流区域にある事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合は、水濁法第5条第3項に基づく届出が必要です。

(3) 法・条例に基づく届出について

法や条例で定める「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」を工場・事業場に設置する場合等には、大津市長あて次の届出が必要です。

行為等	必要な届出	届出期限
工場又は事業場に「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」を設置するとき(*1)	特定施設等の設置の届出	工事開始60日前
法又は条例の改正により追加された「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」が既に設置されているとき(*2)	特定施設等の使用の届出	施行後30日以内
「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」の構造や設備の変更をするとき(*3)	特定施設等の構造等の変更の届出	工事開始60日前
届出者の氏名、住所等を変更したとき(*4)	氏名の変更等の届出	事実発生後30日以内
施設を廃止したとき(*4)	特定施設等の廃止の届出	事実発生後30日以内
「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」を譲り受け又は借り受けたとき(*5)	承継の届出	事実発生後30日以内

* 1 : 「有害物質使用特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」の設置の届出
(水濁法第5条第1項、県条例第21条第1項、NP条例第8条、市条例第40条第1項)
(水濁法第5条第3項、県条例第21条第3項、市条例第40条第1項及び第3項)

* 2 : 特定施設等の使用の届出
(水濁法第6条、県条例第22条、NP条例第9条、市条例第41条)

* 3 : 特定施設等の構造等の変更の届出
(水濁法第7条、県条例第23条、NP条例第10条、市条例第42条)

* 4 : 氏名等の変更の届出、特定施設等の廃止の届出
(水濁法第10条、県条例第26条、NP条例第13条、市条例第45条)

* 5 : 承継の届出
(水濁法第11条第3項、県条例第27条第3項、NP条例第14条第3項、市条例第46条第3項)

(4) 届出書の記載事項について

水質汚濁防止法等に基づく届出書への記載事項及び添付図書は、次のとおりです。

書類は添付書類もあわせて正・副2部提出願います。

審査終了後、副本を返却しますので保管をお願いいたします。

■特定施設等の設置、使用、構造等の変更の届出

- ・届出書(表紙・裏面) 届出者、工場・事業場の名称、所在地等

【水濁法第5条第1項に基づく届出（有害物質使用特定施設の設置等）】

- ・別紙1 特定施設等の構造
- ・別紙2 特定施設の設備
- ・別紙3 特定施設等の使用の方法
- ・別紙4 汚水等の処理の方法
- ・別紙5 排出水の汚染状態及び量
- ・別紙6 排出水に係る用水及び排水の系統
- ・添付書類 次のとおり

届出書の記載例については、大津市ホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

- 1) 付近の見取り図（設置、使用の届出のみ）

周辺100メートル程度のもの

- 2) 工場等の敷地内の建物配置図

特定施設等及び污水处理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水（汚水・雨水）経路を明示すること。

- 3) 特定施設等の構造図

カタログ、写真でよいが、型式、構造、主要寸法、材質を明示すること

また、施設周辺（設置場所の床面、接続する配管、バルブ、排水溝等）の構造、材質、漏洩検知器の有無等も記載すること。

- 4) 汚水等の処理施設の構造図

フローシート、設計仕様書、構造、主要寸法、材質を明示すること

- 5) 作業工程図

特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること

※有害物質を含む液体が配管等を通る場合は、配管等の構造（設置状態（地下埋設、地下トレンチ、地上）、材質、漏洩検知器の有無など）も記載すること。

- 6) 参考事項

業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。

【水濁法第5条第3項に基づく届出（下水道合流地域への有害物質使用特定施設の設置、有害物質貯蔵指定施設の設置等）】

- ・別紙1 2 有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- ・別紙1 3 有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- ・別紙1 4 有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- ・別紙1 5 施設において製造等される有害物質に係る用水及び排水の系統
又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統
- ・添付書類 先に示した1)～6)

■氏名変更等の届出

届出者、変更の内容、変更年月日、変更の理由

■特定施設等廃止の届出

届出者、工場・事業場の名称、所在地、特定施設等の種類、廃止年月日、廃止の理由等

■承継の届出

届出者、工場・事業場の名称、所在地、特定施設等の種類、承継年月日、被承継者、承継の原因等

届出に必要な用紙や手引きは大津市 HP よりダウンロードできます。

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/suishitsu/1389226237504.html>

又は 大津市 HP 内のキーワード検索にて、“水質汚濁 届出”で検索してください。

2 汚水等を排出する施設として、法・条例で定める施設について

水濁法、県条例、NP条例、市条例に基づく特定施設、指定施設、汚水発生施設は次のとおりです。

「法、県、NP、市」の欄に「○」を付けたものがそれぞれの法令に定める施設です。

施設名称は市条例のものを記載しており、他法令では呼び方が若干異なる部分があります。

また、施設名称に記した規模要件等が市条例と異なるものは法令欄に「△」を付け、備考欄にその内容を示しています。

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	選鉱施設	○	○	—	○	
		ロ	選炭施設	○	○	—	○	
		ハ	坑水中和沈でん施設	○	○	—	○	
		ニ	掘削用の泥水分離施設	○	○	—	○	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	—	○	
		ロ	牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	—	○	
		ハ	馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	—	○	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	湯煮施設	○	○	—	○	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水産動物原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	脱水施設	○	○	—	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ホ	湯煮施設	○	○	—	○	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	—	○	
		ニ	湯煮施設	○	○	—	○	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	湯煮施設	○	○	—	○	
		ニ	濃縮施設	○	○	—	○	
		ホ	精製施設	○	○	—	○	
		ヘ	ろ過施設	○	○	—	○	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			○	○	—	○	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ニ	分離施設	○	○	—	○	
		ホ	精製施設	○	○	—	○	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんのでんそう			○	○	—	○	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機			○	○	—	○	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	搾汁施設	○	○	—	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ホ	湯煮施設	○	○	—	○	
		ヘ	蒸りゆう施設	○	○	—	○	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	—	○	
		ニ	真空濃縮施設	○	○	—	○	
		ホ	水洗式脱臭施設	○	○	—	○	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	—	○	
		ニ	分離施設	○	○	—	○	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	分離施設	○	○	—	○	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料浸せき施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	分離施設	○	○	—	○	
		ニ	洗だめ及びこれに類する施設	○	○	—	○	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ハ	精製施設	○	○	—	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設			○	○	－	○	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設			○	○	－	○	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設			○	○	－	○	
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	湯煮施設	○	○	－	○	
		ハ	洗浄施設	○	○	－	○	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式脱臭施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
18の4	2号から前号までの業種以外の食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ロ	混合施設	－	－	－	○	
		ハ	摩砕施設	－	－	－	○	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	まゆ湯煮施設	○	○	－	○	
		ロ	副産物処理施設	○	○	－	○	
		ハ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ニ	精練機及び精練そう	○	○	－	○	
		ホ	シルケット機	○	○	－	○	
		ヘ	漂白機及び漂白そう	○	○	－	○	
		ト	染色施設	○	○	－	○	
		チ	薬液浸透施設	○	○	－	○	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗毛施設	○	○	－	○	
		ロ	洗化炭施設	○	○	－	○	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式紡糸施設	○	○	－	○	
		ロ	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	○	○	－	○	
		ハ	原料回収施設	○	○	－	○	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー			○	○	－	○	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設			○	○	－	○	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式バーカー	○	○	－	○	
		ロ	接着機洗浄施設	○	○	－	○	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式バーカー	○	○	－	○	
		ロ	薬液浸透施設	○	○	－	○	
22の2	前4号に掲げる業種以外の木材又は木製品製造業（家具を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	のり付施設	－	－	－	○	
		ロ	薬品等調合施設	－	－	－	○	
		ハ	薬品処理施設	－	－	－	○	
		ニ	塗装水洗ブース施設	－	－	－	○	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ロ	湿式バーカー	○	○	－	○	
		ハ	碎木機	○	○	－	○	
		ニ	蒸解施設	○	○	－	○	
		ホ	蒸解廃液濃縮施設	○	○	－	○	
		ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	○	○	－	○	
		ト	漂白施設	○	○	－	○	
		チ	抄紙施設（抄造施設を含む。）	○	○	－	○	
		リ	セロハン製膜施設	○	○	－	○	
		ヌ	湿式繊維板成型施設	○	○	－	○	
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	自動式フィルム現像洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	自動式感光膜付印刷現像洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	自動式印刷施設（イ又はロに掲げるものを除く。）	－	○	○ 5 イ	○	
		ニ	混合施設	－	○	○ 5 ロ	○	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	水洗式破砕施設	○	○	－	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ホ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
25	削除							
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設	○	○	－	○	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
27 (続)	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (続)	ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	○	○	－	○	
		ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設	○	○	－	○	
		ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	○	○	－	○	
		チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	○	○	－	○	
		リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ヌ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ル	湿式集じん施設	○	○	－	○	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式アセチレンガス発生施設	○	○	－	○	
		ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	クロロブレンモノマー洗浄施設	○	○	－	○	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	静置分離器	○	○	－	○	
		ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設	○	○	－	○	
30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	－	○	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	○	○	－	○	
		ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	○	○	－	○	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	○	○	－	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	縮合反応施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗施設	○	○	－	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	静置分離器	○	○	－	○	
		ホ	弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	○	○	－	○	
		チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	○	○	－	○	
		リ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヌ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	脱水施設	○	○	－	○	
		ハ	水洗施設	○	○	－	○	
		ニ	ラテックス濃縮施設	○	○	－	○	
		ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	○	○	－	○	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	廃酸分離施設	○	○	－	○	
		ロ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業 (石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設	○	○	－	○	
		ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	○	○	－	○	
		ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設	○	○	－	○	
		チ	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設	○	○	－	○	
		リ	2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
37 (続)	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（続）	ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	○	○	—	○	
		ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	○	○	—	○	
		ヲ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ワ	プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器	○	○	—	○	
		カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	○	○	—	○	
		ヨ	メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	○	○	—	○	
		タ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料精製施設	○	○	—	○	
		ロ	塩析施設	○	○	—	○	
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）			○	○	—	○	
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	脱酸施設	○	○	—	○	
		ロ	脱臭施設	○	○	—	○	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設			○	○	—	○	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	抽出施設	○	○	—	○	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	石灰づけ施設	○	○	—	○	
		ハ	洗浄施設	○	○	—	○	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設			○	○	—	○	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	脱水施設	○	○	—	○	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設			○	○	—	○	
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗施設	○	○	—	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	○	○	—	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	動物原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ハ	分離施設	○	○	—	○	
		ニ	混合施設（第4条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）	△	△	—	○	法：（第2条各号に掲げる物質を含有するものに限る。以下同じ）、県：有害物質を含有するものに限る。以下第49項及び第56項において同じ）
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設			○	○	—	○	
49	農薬製造業の用に供する混合施設			○	○	—	○	
50	第4条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設			△	△	—	○	法：第2条各号に掲げる物質、県：有害物質
50 の 2	第24号から前号までの業種以外の化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	—	—	—	○	
		ロ	反応施設	—	—	—	○	
		ハ	分離施設	—	—	—	○	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	脱塩施設	○	○	—	○	
		ロ	原油常圧蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ハ	脱硫施設	○	○	—	○	
		ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	○	○	—	○	
		ホ	潤滑油洗浄施設	○	○	—	○	
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設			○	○	—	○	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設			○	○	—	○	
51 の 4	前3号に掲げる業種以外の石油製品又は石灰製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	分離施設	—	—	—	○	
		ロ	アスファルトプラント	—	—	—	○	
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	石灰づけ施設	○	○	—	○	
		ハ	タンニンづけ施設	○	○	—	○	
		ニ	クロム浴施設	○	○	—	○	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ホ	染色施設	○	○	—	○	
		イ	研磨洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	抄造施設	○	○	－	○	
		ロ	成型機	○	○	－	○	
		ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	○	○	－	○	
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント			○	○	－	○	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設			○	○	－	○	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設			○	○	－	○	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式破碎施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ハ	酸処理施設	○	○	－	○	
		ニ	脱水施設	○	○	－	○	
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式破碎施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗式分別施設	○	○	－	○	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設			○	○	－	○	
60の2	第53号から前号までの業種以外の窯業又は土石製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	研摩施設	－	－	－	○	
		ロ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ハ	混合施設	－	－	－	○	
		ニ	成型施設	－	－	－	○	
		ホ	薬品処理施設	－	－	－	○	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	タール及びガス液分離施設	○	○	－	○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	圧延施設	○	○	－	○	
		ニ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ホ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	還元そう	○	○	－	○	
		ロ	電解施設（溶融塩電解施設を除く。）	○	○	－	○	
		ハ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ニ	水銀精製施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
		ト	洗浄施設	－	－	－	○	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ロ	電解式洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	○	○	－	○	
		ニ	水銀精製施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ト	溶融メッキ施設	－	－	－	○	
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設			○	○	－	○	
63の3	石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設			○	○	－	○	
63の4	第1号から前号までに掲げる業種以外のその他の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	油圧による成型施設	－	－	－	○	
		ロ	染色整理施設	－	－	－	○	
		ハ	着色施設	－	－	－	○	
		ヘ	張り合わせ施設	－	－	－	○	
		ト	金属溶解精製施設	－	－	－	○	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	タール及びガス液分離施設	○	○	－	○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	○	○	－	○	
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ	沈でん施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設			○	○	－	○	
66	電気めっき施設			○	○	－	○	
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ちゅう房施設	○	○	－	○	
		ロ	洗たく施設	○	○	－	○	
		ハ	入浴施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 160 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ 9	○	法：500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：160 平方メートル以上 500 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 120 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ 10	○	法：360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：120 平方メートル以上 360 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 100 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ 11	○	法：420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：100 平方メートル以上 420 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 150 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ 12	○	法：630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：150 平方メートル以上 630 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ 13	○	法：1500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：360 平方メートル以上 1,500 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
67	洗濯業の用に供する洗浄施設			○	○	—	○	
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設			○	○	—	○	
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に設置される施設であって、次に掲げるもの	イ	ちゅう房施設	△	○	△ 14 イ	○	法：病床数 300 床以上の病院 NP：病床数 300 床未満の病院 病床数 120 床以上 299 床以下は湖沼法みなし特定施設 (1) に該当
		ロ	洗浄施設	△	○	△ 14 ロ	○	
		ハ	入浴施設	△	○	△ 14 ハ	○	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設			○	○	—	○	
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。） （主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの。 （青果物（野菜及び果実）は 330m ³ 以上、水産物は 200m ³ 以上、肉類は 150m ³ 以上、花きは 200m ³ 以上であるものに限る。）	イ	卸売場	△	○	○ 15 イ	○	法：水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1000m ² 未満の事業場に係るものを除く
		ロ	仲卸売場	△	○	○ 15 ロ	○	
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）			○	○	—	○	
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条に規定するものをいう。）の用に供する洗浄施設（作業場の総面積が 650 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） （注）次号=71 号			△	○	△ 16	○	法：800 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：650 平方メートル以上 800 平方メートル未満の工場等に係るもので 71 以外のもの
70 の 3	自動車洗車業、コイン式洗車場、自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律 136 号）第 2 条第 4 項に規定するもので、自動車の駐車のために供する面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）、自動車教習所及び自動車練習場の用に供する車両洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）			—	—	—	○	
71	自動式車両洗浄施設			○	○	—	○	
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で付表に定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	焼入れ施設	○	○	—	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設			○	○	—	○	
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 1 1 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 1 4 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 1 4 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの	○	○	—	○	
		ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 2 号から第 1 3 号までに掲げる施設	○	○	—	○	
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	—	○	
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	—	○	
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 3 2 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5 0 人以下のし尿浄化槽を除く。）			△	○	△ 17	○	法：5 0 0 人以下のし尿浄化槽を除く NP：5 1 人以上 5 0 0 人以下のし尿浄化槽に限る 2 0 1 人以上 5 0 0 人以下のし尿浄化槽は湖沼法みなし特定施設 (2) に該当
73	下水道終末処理施設			○	○	—	○	
74	汚水発生施設を設置する工場等から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）			○	○	—	○	
75	廃ガス洗浄施設（第 2 3 号のル、第 2 4 号のニ、第 2 6 号のホ、第 2 7 号のヌ、第 3 2 号のニ、第 3 3 号のロ、第 3 5 号のハ、第 3 6 号のロ、第 3 7 号のタ、第 4 6 号のニ、第 4 7 号のホ、第 5 3 号のロ、第 6 2 号のホ、第 6 3 号のホ及び第 6 3 項の 3 に掲げる廃ガス洗浄施設を除く。）			—	○	○ 1	○	
76	湿式集じん施設（第 2 4 号のホ、第 2 7 号のル、第 3 3 号のヌ、第 3 6 号のハ、第 6 1 号のホ及び第 6 2 号のヘに掲げる湿式集じん施設を除く。）			—	○	○ 2	○	
77	脱脂施設（第 6 5 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設を除く。）			—	○	○ 3	○	
78	プラスチック製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	混合施設	—	○	○ 4 イ	○	
		ロ	成型施設	—	○	○ 4 ロ	○	
79	削除							
80	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	混合施設（第 4 7 号のニ、第 4 9 号及び第 6 6 の 2 号に掲げる施設を除く。）	—	○	○ 6 イ	○	
		ロ	混練施設	—	○	○ 6 ロ	○	
		ハ	反応施設（第 2 7 号のヘ、第 3 3 号のイ、第 3 8 の 2 号並びに第 3 7 号のロ及びヨに掲げる施設を除く。）	—	○	○ 6 ハ	○	
81	研究、試験又は検査を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（第 6 8 号の 2 及び第 7 1 号の 2 に掲げるものを除く。）	イ	理化学実験検査施設	—	○	○ 7 イ	○	
		ロ	生化学及び微生物実験検査施設	—	○	○ 7 ロ	○	
82	旅館業法に基づく下宿（定員が 1 0 0 人以上のものに限る。）の用に供する調理施設			—	○	○ 8	○	

付表

- | | |
|---|-----------------|
| 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） | 7 動物検疫所 |
| 2 大学及びその付属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） | 8 植物防疫所 |
| 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） | 9 家畜保健衛生所 |
| 4 農業、水産又は工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 | 10 検査業に属する事業場 |
| 5 保健所 | 11 商品検査業に属する事業場 |
| 6 検疫所 | 12 臨床検査業に属する事業場 |
| | 13 犯罪鑑識施設 |

3 排水基準について

特定施設等（有害物質貯蔵指定施設のみを設置する事業場を除く）を有する工場、事業場からの排水（d）については、次の排水基準が適用されます。排水基準に適合しない排水を排出してはなりません。

1 有害物質に係る排水基準

特定施設等を有する全ての工場、事業場からの全ての排水について適用されます。
基準は別表－１のとおりです。

2 有害物質以外のものに係る排水基準

特定施設等を有し、１日当たりの平均的な排水の量が１０立方メートル以上である工場、事業場からの全ての排水について適用されます。
基準は別表－２のとおりです。

なお、排水基準については一部適用猶予のものがあります。詳しくは担当課までお尋ね下さい。

別表－１ 有害物質に係る排水基準

項目等	許容限度	単位
カドミウム及びその化合物 (Cd)	0.01	１リットルにつきミリグラム
シアン化合物 (CN)	0.1	１リットルにつきミリグラム
有機燐化合物（ハ [○] ラ [○] チ [○] ン、メ [○] ル [○] ハ [○] ラ [○] チ [○] ン、メ [○] ル [○] ト [○] ン、EPN） (Org-P)	検出されないこと	－
鉛及びその化合物 (Pb)	0.1	１リットルにつきミリグラム
六価クロム化合物 (Cr6+)	0.05	１リットルにつきミリグラム
砒素及びその化合物 (As)	0.05	１リットルにつきミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の化合物 (T-Hg)	0.005	１リットルにつきミリグラム
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	検出されないこと	－
P C B	0.003	１リットルにつきミリグラム
トリクロロエチレン	0.1	１リットルにつきミリグラム
テトラクロロエチレン	0.1	１リットルにつきミリグラム
四塩化炭素	0.02	１リットルにつきミリグラム
ジクロロメタン	0.2	１リットルにつきミリグラム
1,2-ジクロロエタン	0.04	１リットルにつきミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	3	１リットルにつきミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	１リットルにつきミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1	１リットルにつきミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	１リットルにつきミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	0.02	１リットルにつきミリグラム
チウラム	0.06	１リットルにつきミリグラム
シマジン	0.03	１リットルにつきミリグラム
チオベンカルブ	0.2	１リットルにつきミリグラム
ベンゼン	0.1	１リットルにつきミリグラム
セレン及びその化合物 (Se)	0.1	１リットルにつきミリグラム
ほう素及びその化合物 (B)	10	１リットルにつきミリグラム
ふっ素及びその化合物 (F)	8	１リットルにつきミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	１リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ミリグラム
1,4-ジオキサン	0.5	１リットルにつきミリグラム

備考１ この表に掲げる数値は、最大値とする。

２ 排水口が２以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。

別表－２ 有害物質以外のものに係る排水基準

項目等	基準	単位
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下	水素指数
生物化学的酸素要求量 (BOD)	別表 2－1	－
化学的酸素要求量 (COD)		－
浮遊物質量 (SS)		－
窒素含有量 (T-N)	別表 2－2	－
磷含有量 (T-P)		－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (鉱油類含有量)	5	1 リットルにつきミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (動植物油脂類含有量)	20	1 リットルにつきミリグラム
フェノール類含有量	1	1 リットルにつきミリグラム
銅含有量 (Cu)	1	1 リットルにつきミリグラム
亜鉛含有量 (Zn)	1	1 リットルにつきミリグラム
溶解性鉄含有量 (S-Fe)	10	1 リットルにつきミリグラム
溶解性マンガン含有量 (S-Mn)	10	1 リットルにつきミリグラム
クロム含有量 (Cr)	0.1	1 リットルにつきミリグラム
大腸菌群数 ※ 1 (E. coli)	3000	1 立方センチにつき個
アンチモン含有量 (Sb)	0.05	1 リットルにつきミリグラム

- 備考 1 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル以上である工場等について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量については、排水量にかかわらず、当該排水に係る排水基準以下に処理しうる施設を設置すること（市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場に限る）。
- 2 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。
- 3 排水口が 2 以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。
- 4 備考 1～3 は BOD、COD、SS、T-N、T-P についても適用する。

※ 1 令和 7 年 4 月 1 日から「大腸菌群数」は「大腸菌数」に、基準値が 800 CFU（コロニー形成単位）/mL に改正されます。

別表 2-1 BOD、COD、SSに係る排水基準

区分		1日の平均的な排水の総量	既設			新設		
		(単位:立方メートル)	BOD	COD	SS	BOD	COD	SS
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10以上30未満	100	100	90	60	60	90
		30以上50未満	70	70	90	50	50	90
		50以上1,000未満	50	50	70	40	40	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	弁当製造業	10以上30未満	90	90	90	30	30	90
		30以上50未満	70	70	90	30	30	90
		50以上1,000未満	50	50	70	30	30	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	繊維工業	10以上30未満	80	80	90	60	60	90
		30以上50未満	60	60	90	50	50	90
		50以上1,000未満	50	50	70	40	40	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	40	40	90	30	30	90
		50以上1,000未満	30	30	70	20	20	70
		1,000以上	20	20	70	15	15	70
	ゼラチン製造業及び紙製造業(備考7)	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	50	50	90	40	40	90
		50以上1,000未満	40	40	70	30	30	70
		1,000以上	30	30	70	20	20	70
	その他製造業	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	40	40	90	30	30	90
		50以上1,000未満	30	30	70	20	20	70
		1,000以上	20	20	70	15	15	70
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上	120	120	150	120	120	150
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10以上	30	30	70	20	20	70
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10以上	別表 2-3					
	下水道終末処理施設	10以上	20	20	70	20	20	70
	その他の事業場	10以上30未満	90	90	90	30	30	90
		30以上50未満	70	70	90	30	30	90
		50以上1,000未満	50	50	70	30	30	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、(3)について既に新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成8年7月1日に既に水濁法又は県条例に基づく特定施設を有している事業場
- (2) (1)以外の事業場で、平成11年6月24日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
- (3) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていない場合も含める

2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設については、日間平均値である。

4 製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

5 製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

6 その他業種に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

7 「ゼラチン製造業及び紙製造業」の区分は、新設では「ゼラチン製造業」となり、「紙製造業」は「その他製造業」になる。

別表 2-2 T-N、T-Pに係る排水基準

(A) 水質汚濁防止法に基づく特定施設を有して、琵琶湖及び瀬田川洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場

T-N: 120 (日間平均 60) T-P: 16 (日間平均 8)

(B) (A) 以外の事業場 下表のとおり

区分		1日の平均的な排水の 総量(単位:立方メートル)	既設		新設	
			T-N	T-P	T-N	T-P
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10以上30未満	40	8	30	2
		30以上50未満	25	4	20	2
		50以上1,000未満	20	3	12	1.5
		1,000以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2
	繊維工業	10以上30未満	40	6	30	2
		30以上50未満	15	2	12	1.2
		50以上1,000未満	12	1.5	8	0.8
		1,000以上	10	1	8	0.5
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	12	2	10	1.2
		50以上1,000未満	10	1.5	8	0.8
		1,000以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	20	2	15	1.2
		50以上1,000未満	15	1.5	10	0.8
		1,000以上	12	1	10	0.5
	その他製造業	10以上30未満	40	2	20	2
		30以上50未満	15	1.5	12	1
		50以上1,000未満	12	1.2	8	0.6
		1,000以上	8	0.8	8	0.5
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上50未満	80	25(サービス業に係るものにあつては16)	45	15
		50以上	80		45	15
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10以上	20	2	10	1
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10以上	別表2-3			
	下水道終末処理施設	10以上3,000未満	20	1	20	0.5
		3,000以上			15	0.5
	その他の事業場	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水濁法又はNP条例の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成8年7月1日に既に水濁法に基づく特定施設を有している事業場 ※有しているとは、設置工事をしていた場合も含む
- (2) NP条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を有している事業場
- (3) 平成8年7月1日にNP条例に基づく指定施設を有する事業場で、1日の平均的な排水量が10立法メートル以上30立法メートル未満の事業場
- (4) (1)～(3)以外の事業場で、平成11年6月24日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
- (5) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場

(1)及び(3)平成8年7月1日に既に水濁法又はNP条例に基づく特定施設を有している事業場

2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水に適用する。ただし、既に既設の排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設下水道終末処理施設については、日間平均値である。

4 製造業に係る施設を有する工場、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

5 製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

6 その他業種に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場についてはそれらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

別表 2-3 し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る）に係る排水基準

規模	設置時期	BOD	COD	SS	T-N	T-P
51～100 人槽	H8.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	45	6
101～500 人槽 (みなし特定施設を除く)	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～H8.6.30 に設置	30	30	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
201～500 人槽 (みなし特定施設)	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～S60.7.14 に設置	30	30	60	60	8
	S60.7.15～H8.6.30 に設置	30	30	60	40	5
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
501 人槽以上		20	20	60	20	5

備考 1 みなし特定施設:琵琶湖流域に設置される201～500人槽の浄化槽
2 501人槽以上の浄化槽を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場は、T-N:120(日間平均 60) T-P:16(日間平均 8)

4 土壌汚染対策法等との関連

水濁法の有害物質使用特定施設のうち、土壌汚染対策法に定める特定有害物質（下表）を使用等していた施設を廃止したときには、土壌汚染対策法に基づき、土壌の調査を実施し、市長に報告しなければなりません。

また、滋賀県公害防止条例の特定施設（水質汚濁防止法に定める施設を除く。）のうち、土壌汚染対策法に定める特定有害物質を使用等していた施設を廃止したときには、滋賀県公害防止条例第49条に基づき、土壌の調査を実施し、市長に報告しなければなりません。

ただし、両規定ともに引き続き工場として使用するなど、土地の利用の方法から見て土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと判断される場合は、一時的に調査時期に猶予が与えられます。

この規定を用いるには、土壌汚染対策法第3条第1項（又は滋賀県公害防止条例第49条第1項）に係るただし書き申請を行い、市長が確認することが必要です。

詳しくは担当課にお問い合わせください。

土壌汚染対策法に定める特定有害物質（土壌汚染対策法 施行令第2条）		
第1種特定有害物質	第2種特定有害物質	第3種特定有害物質
1) クロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー） 2) 四塩化炭素 3) 1、2-ジクロロエタン 4) 1、1-ジクロロエチレン 5) 1、2-ジクロロエチレン 6) 1、3-ジクロロプロペン 7) ジクロロメタン 8) テトラクロロエチレン 9) 1、1、1-トリクロロエタン 10) 1、1、2-トリクロロエタン 11) トリクロロエチレン 12) ベンゼン	1) カドミウム及びその化合物 2) 六価クロム化合物 3) シアン化合物 4) 水銀及びその化合物 5) セレン及びその化合物 6) 鉛及びその化合物 7) 砒素及びその化合物 8) ふつ素及びその化合物 9) ほう素及びその化合物	1) シマジン 2) チオベンカルブ 3) チウラム 4) ポリ塩化ビフェニル 5) 有機燐化合物

※水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、

・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ・1、4-ジオキサン は土壌汚染対策法の特定有害物質にはしていません（2024年1月時点）。

5 排水水等に係る測定義務について

特定施設等を設置する者であって排水水を排出する者は、当該排水水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

また、有害物質使用事業者は、滋賀県公害防止条例の規定に基づき、有害物質使用特定事業場の敷地内の地下水の有害物質による汚濁の状況を調査し、その結果を市に報告しなければなりません。

1 排水水の汚染状態の測定

(1) 測定箇所

公共用水域（側溝や川など）へ排水を排出する排水口

※雨水、冷却水のみを排出する排水口を除きます。（排水基準は課せられます。）

※公共下水道への排水事業者は下水道法による測定義務が課せられている場合もあります。

(2) 測定項目

① 特定施設等に適用される排水基準項目のうち、特定施設等の設置届出書別紙4「排水水の汚染状態」欄に排水口ごとに記載されている項目

② 事業場から排出される可能性がある排水基準項目

(3) 測定頻度

各項目について原則1年に1回以上

(4) 測定時期

排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期

2 排水水調査の結果の記録と保存

(1) 結果の記録

・測定結果は様式第50号「水質測定記録表」により記録してください。

※計量法に基づく計量証明書の保存でも結構です。

(2) 結果の保存

測定の結果の記録は、3年間保存してください。

※当該測定に伴い作成したチャートその他の計量証明書などとともに保存をお願いします。

※市への報告義務はありませんが、記録の提示を求められた場合には対応できるよう準備をお願いします。

※参考

様式第50号

水質測定記録表

排水水の汚染状態

測定 年月日及 び時刻	天候 及び 気温(℃)	測定場所		特定施設 等の 稼動状況	採水者 (分析者)	水質測定項目			備考
		名称	排水量 (m^3 /日)						

3 地下水の調査と報告

(1) 測定場所

有害物質を使用する特定施設の地下水流の下流側近傍及び敷地境界に監視用井戸を設置してください。

(2) 測定項目

当該施設で製造し、使用し、又は処理する有害物質について、平成8年環境庁告示第55号に定める方法で行ってください。

※テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等一部の有機塩素系化合物は、その分解生成物についても測定が必要です。

(3) 測定頻度と報告

1年に1回以上測定を実施し、その結果は大津市に報告してください。

報告様式は参考様式を大津市ホームページに記載しております。



2階以上に設置されているなど、地下水汚染の可能性の低い場合は、測定報告の義務がかからない場合もあります。県条例施行規則第19条の3を参照ください。不明な場合は、担当課に問い合わせ下さい。

6 施設の構造基準及び定期点検について

有害物質を扱ったり、貯蔵したりしている施設に対して、地下水や土壌汚染を未然に防止するという観点から、施設の構造等に関する規準の遵守及び定期点検の実施が義務付けられています。

1 施設の構造等に関する基準について

平成 24 年 6 月 1 日より前に設置された有害物質使用特定施設等に関する構造等に関する基準については、平成 27 年 5 月 31 日まで適用されません。当該期間は、定期点検のみが義務付けられます。

	平成 27 年 5 月 31 日まで	平成 27 年 6 月 1 日以降
新設の施設 (既設の施設以外)	A 基準が適用される	
既設の施設 (平成 24 年 6 月 1 日より前に設置したもの)	C 基準 (構造等に関する基準が適合していれば A 基準又は B 基準を適用)	B 基準 (構造等に関する基準が適合していれば A 基準を適用)

ただし、平成 24 年 6 月 1 日以降に変更される施設の構造等に関する基準については、変更部分のみ A 基準又は B 基準（B 基準に適合するように変更する場合に限る）が適用され、既設の施設であっても変更部分のみ構造等に関する基準が適用されます。

2 定期点検及び点検結果の記録と保存

(1) 定期点検

構造等に関する基準の内容に応じて定期点検を実施する必要があります。

定期点検の頻度については、構造等の基準の種類や、施設により異なります。水濁法等の施行規則又は環境省発行のマニュアル（下記に URL 記載）を参照してください。

(2) 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、3 年間保存しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

※点検の結果については報告の義務はありませんが、定まった期間内は保管を行ってください。

また、様式についても定まったものではありません。各事業場で使いやすいものを作成ください。



★★地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル★★

平成 24 年 6 月に施行された水質汚濁防止法の改正にあたり、環境省が「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を発行しております。マニュアルは、環境省ホームページよりダウンロードできます。
(21 ページ記載のアドレス参照)

3 施設の構造等に関する基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、有害物質使用特定施設等という）の構造等に関する基準の概略は下表のとおりです。

箇所	概略
床面及び周囲	施設本体の設置場所の床面及び周囲は有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造（防液堤等の設置）とすること
施設本体	本体からの漏洩は起こりにくいことから構造等に関する基準は設けない。
施設に付帯する配管等（配管、継手、フランジ、バルブ、ポンプ等）	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいがあったときに漏えいを確認できる構造とすること 有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透を防止できる構造及び材質とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造（トレンチ等）とすること
排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等）	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること
使用の方法	有害物質使用特定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること

各箇所における具体的な施設の構造等に関する基準については、水濁法等の施行規則又は環境省発行のマニュアル P45～P95 を参照してください。

7 事故時の措置について

特定施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、当該施設において、事故が発生し、**有害物質、指定物質（下表）又は油を含む水**が当該事業場から公共用水域に排出されたとき、又はそれらを含む水が当該事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

又、事故発生後30日以内に、事故の拡大又は再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、届け出なければなりません。

指定物質は水質汚濁防止法で定められている下表の物質です。

番号	物質名	番号	番号
1	ホルムアルデヒド	35	1、3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
2	ヒドラジン	36	チオリン酸0、0-ジエチル-0-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
3	ヒドロキシルアミン	37	チオリン酸0、0-ジエチル-0-（5-フェニル-3-イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
4	過酸化水素	38	4-ニトロフェニル-2、4、6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロロニトロフェン又はCNP）
5	塩化水素	39	チオリン酸0、0-ジエチル-0-（3、5、6-トリクロロ-2-ピリジニル）（別名クロロピリホス）
6	水酸化ナトリウム	40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
7	アクリロニトリル	41	エチル＝（Z）-3- [N-ベンジル-N- [[メチル（1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート（別名アラニカルブ）
8	水酸化カリウム	42	1、2、4、5、6、7、8、8-オクタクロロ-2、3、3a、4、7、7a-ヘキサヒドロ-4、7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
9	アクリルアミド	43	臭素
10	アクリル酸	44	アルミニウム及びその化合物
11	次亜塩素酸ナトリウム	45	ニッケル及びその化合物
12	二硫化炭素	46	モリブデン及びその化合物
13	酢酸エチル	47	アンチモン及びその化合物
14	メチル-tert-ブチルエーテル（別名MTBE）	48	塩素酸及びその塩
15	硫酸	49	臭素酸及びその塩
16	ホスゲン	50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
17	1、2-ジクロロプロパン	51	マンガン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	52	鉄及びその化合物
19	塩化チオニル	53	銅及びその化合物
20	クロロホルム	54	亜鉛及びその化合物
21	硫酸ジメチル	55	フェノール類及びその塩類
23	りん酸ジメチル＝2、2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）	56	1、3、5、7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 ³ .7] デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）	57	アニリン
25	トルエン	58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
26	エピクロロヒドリン	59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
27	スチレン	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
28	キシレン		
29	パラ-ジクロロベンゼン		
30	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）		
31	3、5-ジクロロ-N-（1、1-ジメチル-ニ-プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）		
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）		
33	チオリン酸0、0-ジメチル-0-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）		
34	チオリン酸S-ベンジル-0、0-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）		



万が一有害物質等の危険な物質や油などが川や水路へ流れてしまった場合には、被害が広がらないよう速やかに対策を行うとともに、市役所環境政策課まで連絡をお願いします。

大津市環境政策課 TEL 077-528-2735（休日は大津市当直 077-523-1234）

また、日頃から事故や非常時を想定し、資材の準備や従業員の教育を行うよう心がけてください。

(参考) 参考となるホームページについて

■大津市

大津市生活環境の保全と増進に関する条例

https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG000000271.html

大津市生活環境の保全と増進に関する条例 施行規則

https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG000000272.html

■環境省

水質汚濁防止法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC00000000138>

水質汚濁防止法 施行令

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000188_20231201_505C00000000344)

[gov.go.jp/document?lawid=346C00000000188_20231201_505C00000000344](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000188_20231201_505C00000000344)

水質汚濁防止法 施行規則

[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000402002_20210401_503M60001000003)

[gov.go.jp/document?lawid=346M50000402002_20210401_503M60001000003](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000402002_20210401_503M60001000003)

事故時の措置についての Q&A

https://www.env.go.jp/water/law/qa_hs.html

■地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル

水質汚濁防止法の改正にあたり、環境省が「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を発行しております。マニュアルは、下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual.html>

■滋賀県

滋賀県公害防止条例

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001104.html

滋賀県公害防止条例施行規則

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001105.html

水質に関する届出や規制等についての問い合わせ先

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

E-MAIL otsu1121@city.otsu.lg.jp

